

2026年6月1日

今治市南大門町二丁目2番地の4  
四国ガス株式会社

## 選択約款（高稼働型契約・季節別型契約）をご契約のお客さまへの 誤ったガス料金のご請求について

四国ガス株式会社は、主に業務用・産業用のお客さま向けの選択約款（高稼働型契約・季節別型契約）をご契約いただいている一部のお客さまにおいて、基本料金及び従量料金に影響する「契約使用可能量」の誤設定により、ガス料金を誤ってご請求していたことが判明いたしました。

対象のお客さまには、個別にご連絡のうえ、お詫びとご説明を申し上げております。過大にご請求しておりましたお客さまには、過大請求分のご返金及び正しいご契約への変更手続きを速やかに進めております。また、過小にご請求しておりましたお客さまには、正しいご契約への変更手続き等についてご案内してまいります。

お客さまには多大なるご迷惑とご心配、ご負担をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. ガス料金の誤った請求について

#### （1）対象のお客さま件数

- ・過大請求のお客さま：8件
- ・過小請求のお客さま：8件

#### （2）対象となる請求差額

- ・過大請求の総額：11,770,436円（利息除く）
- ・過小請求の総額：7,154,848円

### 2. お客さまへのお知らせと対応について

対象のお客さまに対し、個別に訪問のうえ、以下の対応を行っております。

- ・過大請求のお客さま：正しい契約への変更をお願いするとともに、返金金額や返金方法等をお知らせし、速やかに手続きを進めております。
- ・過小請求のお客さま：正しい契約への変更手続き等についてご協力をお願いしてまいります。

### 3. 発生原因

選択約款の新規契約お申込み時において、契約申込時の弊社担当者による「契約使用可能量」の確認漏れがあったこと、及びその後のガスメーター更新（能力変更）時において、担当者による情報確認・照合が不十分であったことに加え、社内における確認・チェック体制が十分に機能していなかったことが原因であると判明いたしました。

### 4. 再発防止策

弊社は本件を厳粛に受け止め、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) 契約担当者及びメーター更新担当者に対する教育・指導の徹底を図ります。
- (2) 新規契約時及びメーター更新時における相互確認体制を強化いたします。
- (3) 対象となる全契約について、契約開始月を基準とした年1回の定期的な契約内容の点検を実施いたします。

以上

---

**四国ガス株式会社** 〒794-8611 愛媛県今治市南大門町二丁目2番地の4  
管理本部 総務部 広報グループ  
電話 0898-32-4509  
FAX 0898-32-4507  
URL <https://www.shikoku-gas.co.jp/>